

再 評 価 調 書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（視距改良事業）					
地区名	一般県道 <small>つくでせん おおぬま</small> 作手善夫大沼線					
事業箇所	<small>とよた おおぬま</small> 豊田市大沼町地内					
事業のあらまし	<p>一般県道 <small>つくでせん おおぬま</small> 作手善夫大沼線は、三河山間地域を東西に結ぶ地域間幹線道路である。</p> <p>このうち当該工区は、地形が急峻で見通しが悪く、急カーブが連続するため円滑な通行の妨げとなっており、歩行者を含めた交通安全の面で課題となっている。</p> <p>このため、近隣住民から一般交通の安全確保が強く望まれており、事故を未然に防ぐため、早急に視距の改良を行うものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 視距を確保し、交通安全性の向上を図る。</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p>					
計画変更の推移		事前評価時 (2014年度)	再評価時 (2019年度)	再評価時 (2024年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2014 ～2018年度	2014 ～2023年度	2014 ～2030年度	地元調整に時間を要したため	
	事業費（億円）	3.0億円	3.2億円	4.5億円		
	経費内訳	工事費	2.5億円	3.0億円	4.0億円	物価上昇による
		用補費	0.3億円	0.1億円	0.1億円	
		その他	0.2億円	0.1億円	0.4億円	物価上昇による
事業内容	視距改良 延長 L=0.3km 幅員 w=7.0m 2車線	視距改良 延長 L=0.3km 幅員 W=7.0m 2車線	視距改良 延長 L=0.3km 幅員 W=7.0m 2車線			
II 評価						
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】 急カーブが連続し対向車が非常に見づらいため、必要な視距が確保されていない。</p> <p>【再評価時の状況】 依然として、急カーブが連続し必要な視距が確保されていないため、事業の必要性は高い。</p> <p>【変動要因の分析】 事業採択時と現在の状況に変動要因はなく、引き続き整備の必要性がある。</p>				
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p>			
		<p>【理由】 地域間交流や山間部の生活を支えるため、依然として事業の必要性が高いため。</p>				

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		2015 ~2018	2019 ~2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	合計
工種 区分	調査・設計	←								→	
	用地補償	←	→								
	工事	←								→	
事業費 (億円)	前回計画	0.1	3.1								3.2
	実績	0.1	1.4								1.5
	今回計画	0.1	1.4	3.0							4.50

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
	計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷①】	計画 【③】	達成率(%) 【②÷③】
延長(km)	0.3	0.0	0	0.0	0
事業費(億円)	3.2	1.7	53	4.5	38
工事費	3.0	1.4	47	4.0	35
用補費	0.1	0.1	100	0.1	100
その他	0.1	0.2	200	0.4	50

【施工済みの内容】

用地買収

2) 未着手又は長期化の理由

・交通規制等の地元調整及び工事残土の受入調整に日時を要したため。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

今後も多少の阻害要因が見込まれるが、地元の計画への理解が深まっているため、工事を継続していく。

【今後の見込み】

地元全体は事業に協力的であるため、2030年度までに完了する見込みである。

判定

B

- A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
 B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）
- ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - ・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

		<p>【理由】 今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間を要すれば解決できるため。</p>
<p>Ⅲ 対応方針</p>		
<p>継続</p>	<p>中止：上記①及び②の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。</p>	
<p>Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容</p>		
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】 視距確保による交通安全性の向上状況。</p>		